

平成28年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	農業振興地域整備促進対策事業						担当部	地域活性化営業部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般事業			担当課	農政課						
	事業期間	平成12年度以前			～	平成31年度以降			担当係	農地係						
	総合計画 新基本計画	施策等	5 産業・交流		19 農業		1 農業経営の安定化を支援します									
			重点事業		実施計画事業											
	予算区分	款	6		項	1		目	3		大	2		中	1	
	根拠法令・個別計画	農業振興地域の整備に関する法律														
	目的	何・誰を対象に	農業振興地域内の農地													
		どのような状態にするのか	農業の健全な発展を図るため、農業振興地域の整備・保全を推進する合理的な土地利用を図る。													
	内容(手段) 目的達成のためにどのような事業を実施したか	<p>◆平成27年度実施内容 平成26年度策定の農業振興地域整備計画に基づき、土地の利用目的を明確にし、農業目的以外の利用を規制し優良農地の保全に努めるため、農業協同組合役員、農業委員会委員、学識経験者、愛知県農業改良普及課職員から選出された小牧市農業振興地域整備促進協議会を設置。農用地への新規編入のほか、やむをえず農用地から除外しようとする案件等を年4回受付け、小牧市農業振興地域整備促進協議会に議案付議し、議決後小牧市農業委員会に上申、県への同意申請や公告等を行ったほか、窓口相談・申出書受付・審査業務等を行った。</p> <p>◆27年度直接経費の内訳 4節 共済費(215千円) 7節 賃金(1,418千円) 11節 消耗品費(41千円) [その他財源]農業振興地域整備計画図面売上代 13千円</p> <p>◆28年度直接経費の内訳 4節 共済費(262千円) 7節 賃金(1,593千円) 9節 旅費(38千円) 11節 消耗品費(96千円) [その他財源]農業振興地域整備計画図面売上代 12千円</p>														
受益者負担	無															

		単位	H25決算額	H26決算額	H27決算額	H28予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	5,236	4,953	1,674	1,989	
		正職員	従事者数	人	1.50	0.50	0.50	0.50
			人件費	千円	8,251	2,750	2,750	2,750
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	13,487	7,703	4,424	4,739
対前年比		%		57.1	57.4	107.1		
財源	一般財源	千円	13,478	7,689	4,411	4,727		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	9	14	13	12		

業	活動指標名	単位		H25	H26	H27	H28
	業	審議件数	件	目標	—	—	—
実績				18	15	19	
小牧市農業振興地域整備促進協議会開催数		回	目標	—	—	—	—
			実績	4	4	4	
			目標				
			実績				
績	成果指標名	単位		H25	H26	H27	H28
	農用地除外審議面積	ha	目標	—	—	—	—
実績			2.15	4.00	3.60		
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成27年度の実施結果	事業の達成状況	農用地利用計画変更申出の意見決定について、小牧市農業振興地域整備促進協議会を4回開催し、延べ19件の農地利用計画変更申出について審議・意見決定し、県へ申請した。				
		事業実施における課題	農用地からの除外を求める申出が多数なされる中、厳格な審査、対応を行っているが、事業施工優先の事業者と、優良農地の保全に努める姿勢との食い違いがあり、その調整に苦慮するケースが多発している。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	農業振興地域整備促進対策事業は、優良な農地の保全に不可欠であり、縮小・廃止すれば優良農地の保全・確保が困難となる。				
	平成28年度の改善内容	28年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	農業振興地域整備促進対策事業は、優良な農地の保全に不可欠であり、27年度に引き続き、優良農地の保全・確保に努めるため実施するとともに、審査基準を厳格に運用し、安易な除外を未然に防止し農地の保全に努める。				
平成29年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)				
	判定理由	優良農地を保全するためには今後も事業の継続実施が必要と考えられるため。					
	29年度以降の改善案	引き続き審査基準を厳格に運用し、安易な除外を認めず農地の保全に努めていく。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。